

福岡県医発第 1155 号 (総)

平成 19 年 10 月 5 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、日本医師会より通知がまいりましたので、お送りいたします。

本件は、(5R) - 4, 5 - エボキシ - 6 - メトキシ - 17 - メチル - 6, 7, 8, 14 - テトラデヒドロモルヒナン - 3 - オール (別名オリパビン) 及びその塩類を麻薬指定する政令改正を行った旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



(地 I 110)

平成 19 年 9 月 27 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

飯 沼 雅 朗



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省より標記に関する通知が都道府県知事等に発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、(5R)-4,5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6,7,8,14-テトラデヒドロモルヒナン-3-オール(別名オリパビン)及びその塩類を麻薬指定する政令改正を行った旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



薬食監麻発第 0920001 号
平成 19 年 9 月 20 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

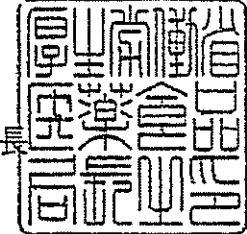
平成 19 年 9 月 20 日政令第 294 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、今般、その施行について、各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あて別添のとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるようお願いいたします。

薬食発第 0920001 号

平成 19 年 9 月 20 日

都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 19 年 9 月 20 日政令第 294 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬
及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政
令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了
知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

① 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫
用のおそれが確認されたことから、これを新たに麻薬として指定するた
め、指定政令を改正したものである。

(5*R*)-4, 5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6, 7, 8, 14-テトラデヒドロモ
ルヒナン-3-オール（別名オリパビン）

② 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

(5*R*)-4, 5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6, 7, 8, 14-テトラデヒドロモ
ルヒナン-3-オール（別名オリパビン）及びその塩類

③ 施行期日

公布の日（平成 19 年 9 月 20 日）から起算して 30 日を経過した日（平
成 19 年 10 月 20 日）から施行するものであること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

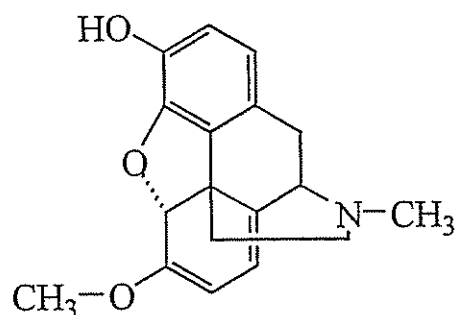
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成 19 年 10 月 20 日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

化学名：(5*R*)-4,5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6,7,8,14-
テトラデヒドロモルヒナン-3-オール

別 名：オリパビン

構 造：



政令第二百九十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十五号を第七十六号とし、第九号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 （五R）―四・五―エポキシ―六―メトキシ―十七―メチル―六・七・八・十四―テトラデヒドロモルヒナン―三―オール（別名オリパビン）及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一七 （略） 八 N―エチル―α―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名N―エチルMDA）及びその塩類 九 （五R）一四・五―エポキシ―六―メトキシ―十七―メチル―六・七・八・十四―テトラデヒドモルヒナン―三―オール（別名オリパビン）及びその塩類 十 一―（三―クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類 十一 七十六 （略）	（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一七 （略） 八 N―エチル―α―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名N―エチルMDA）及びその塩類 （新設） 九 一―（三―クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類 十 七十五 （略）

三 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

四 前項第二号の三に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の現在高についての情報の管理に関する事務（利子の計算のためのものを除く）

五 前項第四号の二及び第十号に掲げる差益 当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

第十七条のうち地方税法施行令第三十六条の三第一項第五号の改正規定中（平成十七年法律第百二号）を削る。

第三十八条中「附則第二十三条」を「附則第二十四条」に改める。

第四十条第一号中「附則第十九条第三号」を「附則第二十条第三号」に改める。

附則第九条第一項中「附則第三十一条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

附則第四十条を附則第四十一条とし、附則第二十五条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十四条の次に次の一条を加える。

附則第二十四条第二項中「附則第三十三条第二項」を「附則第三十四条第二項」に改め、同条を附則第二十五条とする。

附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第十五条から第二十二号までを一条ずつ繰り下げ、附則第十四条の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）第十五条 第十七条の規定による改正後の地方税法施行令第七号の四の二第二項第二号の二に掲げる利子について道府県民税の利子割を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の九の規定により特別徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同号に掲げる利子の支払の取扱いをする者の営業所等（同法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の所在する道府県内に当該利子の支払をする者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、

これに当該利子割を徴収せしめるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。

附則 この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 増田 寛也

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十三号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四百十二号の二の次に次の一号を加える。

第四百十二号の三 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）

第四百十四号の次に次の二号を加える。

第四百十四号の二 信託法（平成十八年法律第百八号）

第四百十四号の三 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）

附則

この政令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四百十二号の二の次に一号を加える改正規定 平成十九年十二月十日

二 第四百十四号の次に二号を加える改正規定（第四百十四号の三に係る部分に限る）、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）の施行の日

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 鳩山 邦夫
文部科学大臣 伊吹 文明

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十五号を第七十六号とし、第九号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九（五R）一四・五一エボキシ一六一メートルキ

シー十七メートル六・七・八・十四メートル

ラデヒドロモルヒナン一三〇ール（別名オリバピン）及びその塩類

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舩坂 要一

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十五号

平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適用すべき措置
平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十九年台風第五号（同年七月二十九日に北緯十八度二十分東経百四十四度三十分）において台風となった熱帯低気圧で、同年八月四日に北緯四十一度三十五分東経百四十一度三十五分において熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。	

附則 この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 増田 寛也

財務大臣 額賀福志郎

農林水産大臣 若林 正俊

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年九月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十六号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

御 名 御 璽

平成十九年九月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三